

【令和 7 年第 2 回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和 7 年 6 月 1 9 日 健康福祉委員長 後藤 真左美

○「議案第 9 8 号 川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 施設移転の候補地について

移転先候補地については現在調整中であり、移転先の確定後に改めて新施設の設置に関する検討作業を実施する予定である。

《意見》

* 移転後の新施設では、以前の施設より機能を充実してほしい。

* 新施設の設置に際し、地元住民からの意見を踏まえた施設整備を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 1 0 4 号 柿生学園の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 今回の指定管理者選定に至るまでの経緯について

当初は非公募更新制により選定する方針であったため、民間活用事業者選定評価委員会において、現行の指定管理者から提案された内容に基づいて選定を行ったが、必要な基準点を下回った。しかし、委員会としては、実績評価点による加点を行った上で、現行の指定管理者を引き続き選定する結論としたものの、最終的には市長による判断を経て、通常の公募による次期指定管理者募集を行った結果、ハートフル記念会が新たな指定管理予定者として選定された。

* 非公募更新制による選定を行う場合について

入所施設のようにサービスの継続性が望まれる施設について、指定管理者による運営状況等が良好であることに加え、次期選定に当たり仕様の大きな変更がない場合に限り実施される制度である。

* 民間活用事業者選定評価委員会における選定方法に関する議論について

委員からは基準点に満たない現行の指定管理者に、実績評価点を加算することで選定対象とすることに関する是非について議論がなされたものの、評価委員会における結論としては、選定方法の変更に至らなかった。

* 民間活用事業者選定評価委員会における実績評価点の取扱いについて

基準点に届かない提案内容について、実績評価点による加点を行った上で、現行の指定管理者を引き続き選定する運用については、今回の事例を踏まえ、制度所管部局である総務企画局とも協議を行った結果、提案内容自体が基準点を下回った場合に、実績評価点で補うことはできないことを、「事業者選定等に関する手引き」において明記し、今後は行わない取扱いとした。

* 同様の選定経緯を経た指定管理施設の有無について

同様の選定経緯を経た指定管理施設は、本市では他にないと確認している。

* 柿生学園におけるこれまでの公募実施状況について

平成18年の第1期から現在の指定管理期間である第4期までは、現行の指定管理者である川崎市社会福祉事業団の1者選定が継続していた。

*** 現行の指定管理者が市内にて運営する他の施設について**

現行の指定管理者は市内にて南部療育センター、川崎区及び多摩区の身体障害者福祉会館、また、障害施設として宮前区のれいんぼう川崎、その他特別養護老人ホームや保育園等を運営している。

*** 指定管理者変更に伴う市内の他施設利用者への影響について**

市による法人監査等を通じて、市内の他施設利用者に影響が出ることがないよう、運営状況やサービスの提供状況等を適宜確認する。

*** 年度評価において優良と評価された現行の指定管理者が次期選定評価時に基準点に満たなかったことに対する見解について**

現在の取組内容を評価する年度評価とこれからの取組や提案内容を評価する選定評価という視点の違いはあるものの、年度評価の在り方については検証が必要と認識している。

*** 次期指定管理料が減額となった理由について**

当該施設には給付費収入や、本市からの指定管理料収入がある中で、多くの余剰金が生じていることが確認されたことから、指定管理料減額の判断に至ったものである。

*** 指定管理料減額の提示時期が昨年12月となった理由について**

現行の指定管理者に対して次期指定管理料の減額の方針を示していたものの、人件費の高騰や給付費の動向を踏まえ、指定管理料の適正性について財政局と協議を行い、減額の方針決定後に提示を行ったため、現行の指定管理者への提示時期が昨年12月となった。

*** 入所者家族から提出された要望書に関する対応について**

要望書は、令和7年4月9日に市が受理し、健康福祉局内にて供覧処理を実施した。また、提出時に提出者に対して、民間活用事業者選定評価委員会では、各事業者の提案内容を基に選定を行うため、要望書の内容について、選定の公平性の観点から委員会において共有することはできない旨を説明した。

*** 指定管理者変更の可能性に対する利用者及びその家族の認識について**

利用者及びその家族は、現行の指定管理者による施設運営が長期間行われているため、あまり意識がされていないのではないかと認識しているが、議案の可決後には説明を丁寧に行う予定である。

*** 入所者の入所期間について**

入所者のうち、入所期間が長い利用者では三十年以上の間、入所している。

*** 嘱託医の勤務形態について**

施設に常駐しておらず、往診での対応を行っている。

*** 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例を踏まえた支援の継続について**

指定管理者変更の有無にかかわらず、当事者の目線に立った支援は非常に重要なものと認識していることから、引継ぎ後においても、支援の確実な実施が担保されるよう注視する予定である。

*** 指定管理者変更に伴う入居者への影響について**

強度行動障害の方に対する支援手法については、一定程度確立されていることから、業務引継ぎが確実に実施されるよう、両事業者と共に丁寧に取り組む予定である。

*** 指定管理者変更後に職員の専門性及び支援の質が低下する懸念について**

公募時の提案書において、研修計画を確認することに加えて、指定管理者変更後も年度評価等を通じて、これまでと同等の専門性の確保、及びサービスの実施状況について確認するため、支援の質は担保されるものと認識している。

*** 指定管理者変更後における職員の継続的な雇用について**

次期指定管理予定者から、提案説明時に柿生学園に現在勤務する職員を一定数引き続き雇用したいとの意向が示されている。また、市としても継続的なサービス提供の観点から可能な範囲で関与していきたい。

*** 指定管理者変更後の引継ぎに関するスケジュールについて**

議案の議決後、来年4月からの指定管理開始に向けて、速やかに施設長予定者等の職員を柿生学園に派遣し、実地での受託準備等を開始する。また、半年程度前から経験者採用を実施し、新規配属職員についても、指定管理開始以前から勤務を開始し、現行の指定管理者からの引継ぎが円滑に進むよう取り組むとの意向を確認している。

*** 施設の老朽化対策について**

柿生学園は市の施設であることから、資産マネジメントの観点も踏まえ、市が主導的に修繕を行っている。また、昨年度には外部の専門業者に委託し、配管を中心とした建物調査を実施しており、現在、長寿命化の視点も含め、在り方について検討を行っている。

*** 現行の指定管理者による施設修繕の可否について**

市から修繕を行うよう申し入れることはできないものの、指定管理者側から施設の修繕及びその費用負担の申し出があった場合については、対応を検討することは可能であると認識している。

*** 現行の指定管理者に対する施設の人員配置不足及び内部留保額に関する指導内容について**

提案された内容と実際の人員配置が異なることについては、年度評価等を通じて、指摘を行ってきた。また、現行の指定管理者が施設運営に際して得た利益の内部留保が提案内容通りの人員を配置しないことで生じたものである場合には、別事業における還元や、返還等の対応について市として検討する必要があると認識している。

*** 現行の指定管理者に対する指定管理者制度活用事業評価シートによる評価結果及び年度評価における運営実態への指摘内容の差異について**

年度評価の記載内容と異なり、評価シート上では、人員配置等について記載がなく、評価も通常評価である等、複数の資料間で差異が散見されることから、今後の記載内容には注意を払いたい。

*** 他施設における不祥事に伴う実績評価への影響について**

各年度の実績評価は、当該施設におけるサービス提供状況に対する評価であるため、他施設における不祥事案件等については影響しない。

*** 民間活用事業者選定評価委員会における議論が公開されていない理由について**

民間活用事業者選定評価委員会の議事録は、基本的に非公開であり、ホームページ等では公開していないが、議論の終了後、非公開とする理由が解消された場合の公開可否については今後検討を行いたい。

《意見》

- * 入所者及びその家族の不安が解消されるよう、現指定管理者と指定管理者予定者間での引継ぎ作業については、市も参加した上で円滑に実施してほしい。
- * 民間活用事業者選定評価委員会における非公募更新制及び実績評価点の在り方について、検討を行ってほしい。
- * 施設に勤務する嘱託医等の意見を十分に踏まえつつ、必要な引継ぎについて実施してほしい。
- * 設置から年数を経た施設であるため、施設の維持管理作業は適切に実施してほしい。
- * 新たな指定管理者への変更が入所者及び家族にとって有益であったと認識されるような施設運営と入所者への支援体制を構築してほしい。
- * 民間活用事業者選定評価委員会での議論の内容について、市民が容易に確認しやすくなるように情報公開に努めてほしい。
- * 議案の参考資料として、各事業者の提案内容と評価点についてわかりやすく記載された資料を作成し、添付することを検討してほしい。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１０９号 訴訟上の和解について」

《審査結果》

全会一致原案可決